

いじめ防止基本方針

熊谷市立太田小学校

1 はじめに

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校ではいじめに対して組織的かつ計画的に取り組み、教職員はもとより児童や家庭・地域を巻き込む形で児童を守り育てていく学校を構築し、それによって実際に児童のいじめを減らすこと、そのために必要となる学校関係者の認識の共有と徹底を図ることを目的として、本基本方針を策定した。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが重要である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

2 いじめの未然防止のための取組

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、家庭や地域にも呼びかけていくことにより、全ての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるようにし、互いを認め合える人間関係・風土を児童自らが作り出せるようにする。また、児童会で「いじめゼロ宣言」を行い、個々で具体的な行動目標を決めることで、児童自らいじめをなくそうとする意識を高める。

(1) 主に教師に求められること

- 全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行う。
- 授業を担当する全ての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を設け、わかる授業づくりに取り組む。
- 授業参観を通し、授業規律など互いに参考にしたり、学校としてそろえたりすることにより学習規律を確立させる。
- 全教職員でいじめの防止に取り組み、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動がないようにする。
- 道徳の時間の学習活動や子供の心の変容等を「見える化」し、児童の道徳的実践力を高める。
- スキル教育を実践し、良好な人間関係の構築を図る。
- 児童一人一人を大切にされた学級経営の実践に努める。

(2) 主に児童に育むこと

- 学級活動など全ての教育活動を通して人間関係、集団づくり、社会性の育成を図る。
- 授業や行事の中で全ての児童に対して活躍できる場面を設定して自己有用感を育てる。
- 「いじめゼロ宣言」を通して日常的にいじめを絶対に許さない態度を育てる。
- いじめを見て見ぬふりをせず、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の大人に知らせたりする行動の大切さをわからせる。

(3) 保護者・地域に求められること

- 児童の変化に気付き、早急に学校に相談することの大切なことを知る。
- いじめに関する情報に敏感になり、地域の児童として一人一人を大切に育てようとする。

3 いじめ早期発見への取組

早期発見の基本は、①児童のささいな変化に気付くこと、②気付いた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応することである。

- (1)教職員は、気になる変化や、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があったら簡単にメモし、教職員誰もが共有できるようにし、些細な情報を放置しない。
- (2)生活ノートや日記など今まで当たり前に行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用する。
- (3)児童に対して月に1回アンケートを実施し、「いじめ」あるいは「いじめが疑われる」場合は個人面談を実施し、児童の悩みや人間関係の把握に努める。
- (4)教職員は児童が相談してくれたとき、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう、細心の注意を払う。また、聞いた内容はメモし、後で情報を共有できるようにする。

4 いじめ問題の早期解決への取組

全教職員が一致団結して問題の早期解決のために、「いじめ緊急対策マニュアル」にそって、取り組む。あくまでも組織としての対応を行うことが大切である。そして、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめ防止対策委員会がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。また、児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うこと。その後の経過も組織として見守り続ける。

(2) 被害児童およびその保護者への支援

被害児童を徹底して守ることや、秘密を守ることを伝え、教職員全体でかかわり、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。被害児童の保護者に学校の対応を伝えると共に、被害児童及び保護者の心のケアも行う。

(3) 加害児童およびその保護者への指導・助言

いじめは生命や身体を脅かす行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されないということを伝える。また、加害児童の保護者の理解を得て連携した対応が行えるよう、継続的な助言を行う。加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。

(4) 周りの児童への指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考え、年間計画に位置づけられた活動や臨時の学級会や集会等によりいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

5 いじめ問題に向けての校内組織

(1) いじめ防止対策委員会構成メンバー

校 内：校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任 企画委員
学校関係者：PTA 会長（必要に応じて） 校区連絡会会長（必要に応じて）

(2) いじめ防止対策委員会開催日

月 1 回定例会とし、いじめ事案発生時は全職員による緊急開催（即時）

6 「重大事態」への対処

(1) いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 「重大事態」の解釈と対応

「重大事態」である「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間 30 日以上欠席などの状況に至った場合
などのケースが想定される。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、熊谷市教育委員会等への報告及び校内調査等の対応を速やかに行う。また、学校及び教育委員会は、その結果を「熊谷市情報公開条例」や「情報公開に関する条例」に基づき、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供する。

7 いじめ防止のための年間計画

月	いじめ防止対策委員会	いじめ防止のための取組	保護者・地域等との連携
4	○いじめ防止対策委員会 ・指導方針・年間計画の作成 ・実態把握	○学級づくり ・配慮を要する児童や気になる児童の実態把握	○妻沼西中学校スクールカウンセラー・ほほえみ相談員との打ち合わせ ○授業参観・懇談会
5	○いじめ防止対策委員会	○「私の心を見つめてみます」アンケート	○見守り隊研修会 ○民生児童委員会 ○学校評議員会
6	○いじめ防止対策委員会	○学校生活アンケート ○教育相談	○熊谷市教育委員会生徒指導学校訪問
7	○いじめ防止対策委員会	○「私の心を見つめてみます」アンケート	
8		○3者面談	○授業参観・懇談会
9	○いじめ防止対策委員会	○「私の心を見つめてみます」アンケート ○教育相談	○太田地区合同運動会
10	○いじめ防止対策委員会 ・方針や取組の見直し	○学校生活アンケート	○熊谷市教育委員会生徒指導学校訪問
11	○いじめ防止対策委員会	○「私の心を見つめてみます」アンケート ○教育相談	○学校公開
12	○いじめ防止対策委員会	○学校生活アンケート	
1	○いじめ防止対策委員会	○学校生活アンケート ○教育相談	○授業参観・懇談会
2	○いじめ防止対策委員会	○「私の心を見つめてみます」アンケート ○教育相談	
3	○いじめ防止対策委員会 ・今年度の反省と来年度の計画	○学校生活アンケート	○授業参観・懇談会 ○民生児童委員会 ○学校評議員会 ○妻沼西中学校スクールカウンセラー・ほほえみ相談員との打ち合わせ